

ホーチミン事務所

8F, Saigon Riverside Office Center
 2A-4A Ton Duc Thang Street, District 1
 Ho Chi Minh City
 Tel: + 84 8 824 5252
 Fax: + 84 8 824 5250

タン・グエン、マネージング・パートナー
thanh.nguyen@vn.ey.com

ナム・グエン、パートナー
nam.nguyen@vn.ey.com

カルロ・ナバロ、ディレクター
carlo.navarro@vn.ey.com

セーラ・ジャップ、シニア・マネージャー
sarah.jubb@vn.ey.com

ティン・スアン・タン、マネージャー
thinh.xuan.than@vn.ey.com

ニャン・フイン、マネージャー
nhan.huynh@vn.ey.com

ハノイ事務所

15F, Daeha Business Center
 360 Kim Ma, Hanoi
 Tel: +84 4 831 5100
 Fax: +84 4 831 5090

タン・チュン・グエン、シニア・マネージャー
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

トウアン・ディン・ファム、マネージャー
tuan.dinh.pham@vn.ey.com

クリフォード・ナバロ、マネージャー
clifford.navarro@vn.ey.com

ウェブサイト: www.ey.com/vn

Our Values Statement:
**Who We Are and
 What We Stand For**

People who demonstrate integrity,
 respect, and teaming.

People with energy, enthusiasm, and
 the courage to lead.

People who build relationships
 based on doing the right thing.

本号では以下のアップデート情報をお届けします。

- | | | |
|----|-------------------------|---|
| 1. | 税務管理に関する規則 | 1 |
| 2. | 優遇輸入関税について | 1 |
| 3. | 税金コードの登録に関する新しい規則 | 1 |
| 4. | タバコの生産と売買に関する新しい Decree | 1 |
| 5. | 原油・ガス事業者と輸入関税免除について | 2 |
| 6. | 輸出加工企業に販売する物品の VAT について | 2 |

略称一覧:

EIT	法人所得税	MoI	工業省
EPEs	輸出加工企業	MoJ	法務省
EPZ	輸出加工区	MoLISA	労働傷病兵社会福祉省
FA	固定資産	MPI	計画投資省
FCWT	外国契約者源泉税	MPT	郵政通信省
FIEs	外国投資企業	OL	Official Letter
FISCs	外国投資株式会社	PIT	個人所得税
GDC	税関局	PE	恒久的施設
GDT	税務局	VAT	付加価値税
IZ	工業団地	SBV	ベトナム中央銀行
JVs	合弁企業	SOEs	国営企業
MoF	財務省	SST	特別売上税

Vietnam Bulletin を購読希望の方は下のボタンをクリックしてください。

購読する

Vietnam Bulletin はアーンスト・アンド・ヤングのクライアントへお送りすることを
 目的に発行しています。発行物で取り上げたトピックスの詳細や
 最新情報につきましては、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

Vietnam Bulletin の購読を取りやめる場合は下のボタンをクリックしてください。

購読を止める

1. 税務管理に関する規則

財務省は 2007 年 6 月 14 日に Circular 60/2007/TT-BTC を発行し、2006 年 11 月 19 日付け税務管理法 No. 78/2006/QH11 と 2007 年 5 月 25 日付け Decree 85/2007/ND-CP の一部条項の施行細則ガイドラインを提供しました。

Circular 60 は、税務申告、税金計算、税金納付、税金の減免とその手続、税金還付の手続、税務監査、および税務調査について規定しています。この Circular では、輸出入品の税務管理、原油の採掘・輸出活動、税務登録などの点は網羅していません。

Circular 60 はまた、VAT、法人所得税、個人所得税、特別売上税、天然資源税(またはロイヤルティ税)、事業税、外国契約者源泉税、土地家屋税、手数料、課徴金、その他と関係する 132 種類の税務書式を定めています。

なお、この Circular は官報に記載された日付の 15 日後より発効し、2007 年 7 月から適用開始となりました。

2. 優遇輸入関税について

財務省は 2007 年 8 月 3 日に、2006 年 7 月 28 日付け Decision 39/2006/QD-BTC に記載された一部輸入品を対象とした優遇関税の暫定的改定に関する Decision 69/2007/QD-BTC と Decision 70/2007/QD-BTC を発行しました(因みに、Decision 39 は 2006 年 12 月 29 日付け Decision 78/2006/QD-BTC によって、修正・補足されています。)

Decision 70 は、肉類、牛乳、クリーム、バターミルク、乳清、穀物、およびその他食材などの優遇関税を改定したものです。

これらの Decision は官報に記載された日付の 15 日後より発効し、2007 年 8 月 8 日以降の税関申告から適用開始となりました。

3. 税金コードの登録に関する新しい規則

財務省は 2007 年 7 月 18 日に Circular 85/2007/TT-BTC を発行し、税務管理法に基づく税金コード登録に関する施行ガイドラインを提供しました。

この Circular は官報に記載された日付の 15 日後より発効し、2006 年 2 月 14 日付け Circular 10/2006/TT-BTC に取って代わります。

4. タバコの生産と売買に関する新しい Decree

政府は 2007 年 7 月 18 日に Decree 119/2007/ND-CP を発行し、タバコ生産と売買に関するガイドラインを提供しました。この Decree は、タバコ原料の企画、投資、栽培、加工、および売買ならびにタバコ製品と機械・設備の生産、販売および輸出入について定めています。

なお、この Decree は官報に記載された日付の 15 日後より発効し、2001 年 10 月 22 日付け Decree 76/2001/ND-CP に取って代わります。

5. 原油・ガス事業者と輸入関税免除について

税関局は 2007 年 7 月 24 日に、原油・ガスの探査と採掘に使用する輸入品を対象とした輸入関税に関する Official Letter 4168/TCHQ-KTTT を発行しました。この Official Letter により、下請け業者は、原油・ガス事業者が税関当局に登録した輸入品については、輸入関税が免除されます。

6. 輸出加工企業に販売する物品の VAT について

税務局が 2007 年 7 月 20 日に発行した Official Letter 2822/TCT によると、輸出加工企業に販売する文房具と食品は、0%の VAT 税率が適用されます。ただし、売り手は販売品の税関申告を行う必要があります。それを怠った場合には、国内販売したものとして扱われ、VAT の課税対象となります。

-----*****-----